

長岡京市まちづくり協議会認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市まちづくり条例（平成6年長岡京市条例第18号）第30条第1項の規定に基づき、市民で組織された団体をまちづくり協議会として認定することにより、市民参加による良好なまちづくりを推進することを目的とする。

(認定基準)

第2条 市長は、地域の住環境の向上を目指すことを目的に組織された団体で、次に掲げる基準を満たすものをまちづくり協議会として認定する。

- (1) 当該地域において居住する者、事業を営む者及び土地・建物等を所有する者（以下「地域住民」という。）で構成されているものであること。
- (2) 当該団体の活動が、自らの土地・建物等の利用の改善及び公共施設の整備に係るもので、かつ、それが地域の住環境の向上につながるものであること。
- (3) 当該団体の活動が、地域住民の多数の支持を得ているものであること。

(申請)

第3条 まちづくり協議会の認定を受けたい団体は、様式1のまちづくり協議会認定申請書に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員及び構成員の名簿
- (3) 活動地域を示す図面
- (4) 活動実績及び予定に関する書面
- (5) 活動が、地域住民の多数の支持を得ていることを明らかにすることができる書面
- (6) その他市長が必要と認める書面

(通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請に基づき、まちづくり協議会の認定の可否を決定し、その旨を様式2により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、まちづくり協議会に認定された団体が、第2条の規定に該当しなくなったと認めるとき又は解散したときその他まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。